上山市議会会議録

第482回定例会 本会議最終日 (平成29年12月20日)

平成29年12月20日(水曜日) 午前10時 開議

議事日程第3号

平成29年12月20日(水曜日)午前10時 開議

(総務文教常任委員長報告)

日程第 1 議第64号 上山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議第65号 上山市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議第71号 上山市西郷地区公民館の指定管理者の指定について

日程第 4 議第72号 上山市本庄地区公民館の指定管理者の指定について

日程第 5 議第73号 上山市東地区公民館の指定管理者の指定について

日程第 6 議第74号 上山市宮生地区公民館の指定管理者の指定について

日程第 7 議第75号 上山市中川地区公民館及び中川農業者等トレーニングセンターの指定管 理者の指定について

日程第 8 議第76号 上山市中山地区公民館の指定管理者の指定について

日程第 9 議第77号 上山市山元地区公民館、山元体育館及び山元運動広場の指定管理者の指定について

日程第10 議第78号 上山市蔵王坊平総合交流促進施設、蔵王グリーングラウンド及び蔵王高原坊平クロスカントリーコースの指定管理者の指定について

日程第11 議第79号 蔵王猿倉イベントパークの指定管理者の指定について

日程第12 議第80号 上山市体育文化センター、市民総合運動広場、南部体育館、市民多目的 運動広場、市民テニスコート、市民プール、中山体育館、中山運動広 場、上山市生涯学習センター及び上山南部地区農業者等トレーニング センターの指定管理者の指定について

(産業厚生常任委員長報告)

日程第13 議第63号 上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

日程第14 議第66号 上山市医療給付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議第69号 上山市総合子どもセンター「めんごりあ」の指定管理者の指定について

日程第16 議第70号 上山市立上山城の指定管理者の指定について

(予算特別委員長報告)

日程第17 議第62号 平成29年度上山市一般会計補正予算(第6号)

(閉会中継続審査申出事件)

- 日程第18 請願第1号の継続審査の申し出について
- 日程第19 請願第3号の継続審査の申し出について
- 日程第20 請願第4号の継続審査の申し出について

(追加議案)

- 日程第21 議第81号 上山市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について
- 日程第22 議第82号 上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
- 日程第23 議第83号 平成29年度上山市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第24 議第84号 平成29年度上山市水道事業会計補正予算(第1号)

(閉 会)

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

			出	欠	席	議	員	氏	名				
出席議員(15人)													
1番	守	岡		等	議員		2番	:	井	上		学	議員
3番	中	JII	と ?	み子	議員		4番	:	髙	橋	恒	男	議員
5番	谷	江	正	照	議員		6番	:	佐	藤	光	義	議員
7番	枝	松	直	樹	議員		8番	:	浦	Щ	文		議員
9番	坂	本	幸	_	議員		10番	:	大	沢	芳	朋	議員
11番	Ш	崎	朋	巳	議員		12番	:	棚	井	裕		議員
13番	尾	形	み、	ち子	議員		14番	:	長	澤	長右	衛門	議員
15番	髙	橋	義	明	議員								

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

横	戸	長兵	、衛	市	長	塚	田	哲	也	副	市	長
鈴	木	英	夫	庶 務 課 (併)選挙管理委 事 務 局	長 員会 長	鈴	木	直	美	市政	戦略記	果長
金	沢	直	之	財 政 課	長	舟	越	信	弘	税	務課	長
土	屋	光	博	市民生活詞	果長	尾	形	俊	幸	健康	推進記	果長
武	田		浩	福祉事務原	所長	富	士	英	樹	商	工 課	長
平	吹	義	浩	観光課	長	前	田	豊	孝	(併)	林 課 農業委 務 局	長 員会 長
藤	田	大	輔	農業夢づくり	課長	近	埜	伸	$\vec{=}$	建	設 課	長
秋	葉	和	浩	上下水道記	果長	燕	藤	智	子	会 計 (兼)	十 管 理 会 計 i	! 者果長
佐	藤	浩	章	消 防	長	古	山	茂	満	教 教	育 委 員	会長
太	田		宏	教 育 委 員 管 理 課	会長	加	藤	洋	_	教 育 学 校	「 委 員 教 育 詞	(会 果 長
井	上	咲	子	教 育 委 員 生 涯 学 習 記	(会 果長	鏡		裕	_	教 育スポー	「 委 員 -ツ振興	(会 課長
板	垣	郁	子	選挙管理委員	員会 長	花	谷	和	男	農業	美 委 員	会長
大	和		啓	監 査 委	員	渡	辺	る	み	監事	查 委 務 局	員長

事務局職員出席者

事務局長 遠 佐 藤 毅 藤 友 副 敬 主 幹 渡 邉 高 範 主 査 後 藤 彩 夏 主

開 議

〇髙橋義明議長 おはようございます。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしておりま す議事日程第3号によって進めます。

初めに、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長大沢芳朋議員。

〔大沢芳朋議会運営委員長 登壇〕

○大沢芳朋議会運営委員長 おはようございます。

去る12月18日、議会運営委員会を開き、 本日の議事日程第3号について協議いたしました。その結果について御報告を申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果の報告でありますが、総務文教及び産業厚生常任委員長、続いて予算特別委員長の順に報告を願い、それぞれ議決することにいたしました。

次に、請願3件について所管の常任委員長から閉会中の継続審査の申し出があるため、これを議決することにいたしました。

最後に、追加議案でありますが、市長提案の 議案4件について、それぞれ提案理由の説明の 後、委員会付託を省略して議決することとし、 その後、今期定例会を閉会することにいたしま した。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりで あります。

議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げ、 以上で報告を終わります。

〇髙橋義明議長 お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進める ことに決しました。

日程第1 議第64号 上山市市税 条例の一部を改正する条 例の制定について外12 件

(総務文教常任委員長報告)

○髙橋義明議長 日程第1、議第64号から日 程第12、議第80号までの計12件を一括議 題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。 総務文教常任委員長川崎朋巳議員。

〔川崎朋巳総務文教常任委員長 登壇〕

〇川崎朋巳総務文教常任委員長 今期定例会に おいて、総務文教常任委員会に付託されました 議案12件について、審査いたしました経過並 びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第64号上山市市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、環境性能割の創設など軽自動車税に 係る地方税法の一部改正に伴い、必要な改正を 行うため提案されたものであります。

その内容は、県税である自動車取得税が廃止され、自動車税及び軽自動車税に自動車を取得した際に課税される「環境性能割」が創設されることから、市税である軽自動車税の環境性能割について定めるもので、三輪以上の軽自動車の取得時に車体の課税標準額に乗ずる税率を燃費基準達成度等に応じ、電気自動車及び平成3

2年度燃費基準プラス10%達成車のガソリン車は非課税、平成32年度燃費基準達成車のガソリン車については、自家用が1%、営業用が0.5%、平成27年度燃費基準プラス10%達成車のガソリン車については、自家用が2%、営業用が1%とし、それ以外については、自家用、営業用ともに3%のところ当分の間2%とする軽減特例が適用されるものであります。

また、環境性能割の創設に伴い、現行の「軽自動車税」の名称を「種別割」に改め、軽自動車税の内訳が「環境性能割」と「種別割」になるよう引用条項等の整理を行うほか、売主が軽自動車等の売買契約後、売主が所有権を留保している場合において、買主を軽自動車等の所有者とみなして課税する規定を新設するとともに、日本赤十字社が所有する軽自動車税の非課税の範囲を改めるもので、平成31年10月1日から施行するものでありますが、経過措置として、環境性能割については、施行日以後に取得された軽自動車に適用し、種別割については、平成32年度の課税分から適用するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号上山市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、当該条例の根拠法であります 「企業立地の促進等による地域における産業集 積の形成及び活性化に関する法律」が「地域経 済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤 強化に関する法律」に改正され、これまで課税 免除の要件として、県及び市町村が策定し国の 同意を得た同意基本計画で定める集積業種を事 業として行う者で、県に企業立地計画を提出し 承認を受けた事業者が対象となっていたものを、 地域の産業等の特性を生かし、付加価値を生み 出し、地域経済を牽引する地域経済牽引事業を 行う者で、県に地域経済牽引事業計画を提出し 承認された事業者が対象となったことから、条 例の名称を「上山市地域経済牽引事業の促進の ための固定資産税の課税免除に関する条例」に 改めるとともに、課税免除対象となる施設の設 置期限を同意基本計画の同意の日から5年以内 と明記するほか、対象区域の名称を「集積区 域」から「促進区域」に改めるなど、引用条項 の整理を行うもので、公布の日から施行するも のであります。

経過措置として、改正法の施行前に申請され、施行後に従前の例により承認された企業立地計画または、改正法の施行前に承認され、施行後もその効力を有するとされた企業立地計画に従って設置した施設に係る固定資産税の課税免除については、従前の例によるとの説明であります。

委員会では慎重に審査を行ったところでありますが、これまで課税免除の要件となっていた集積業種の内容や、今後、課税免除となる地域経済牽引事業の内容についてただしたところ、山形県の基本計画において、これまで課税免除の要件となっていた集積業種については、超精密ものづくり産業、地域資源活用型産業及びバイオ関連産業として該当する業種でありましたが、地域経済牽引事業については、これらに加え、企業支援型サービス分野の業種や窯業・土石製品製造業、繊維工業等についても対象とな

るとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決 すべきものと決しました。

次に、議第71号上山市西郷地区公民館の指定管理者の指定について、議第72号上山市本庄地区公民館の指定管理者の指定について、議第73号上山市東地区公民館の指定管理者の指定について、議第74号上山市宮生地区公民館の指定管理者の指定について、議第75号上山市中川地区公民館及び中川農業者等トレーニングセンターの指定管理者の指定について、議第76号上山市中山地区公民館の指定管理者の指定について、議第77号上山市山元地区公民館、山元体育館及び山元運動広場の指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、上山市が設置する地区公民館等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案されたものであります。

その内容は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間、上山市西郷地区公民館の指定管理者に上山市西郷地区公民館運営協議会を、上山市本庄地区公民館運営協議会を、上山市東地区公民館の指定管理者に上山市東地区公民館の指定管理者に上山市宮生地区公民館の指定管理者に上山市宮生地域づくり協議会を、上山市中川地区公民館及び中川農業者等トレーニングセンターの指定管理者に上山市中川地区公民館運営協議会を、上山市中山地区公民館運営協議会を、上山市中山地区公民館運営協議会を、上山市山元地区公民館、山元体育館及び山元運動広場の指定管理者に上山市山市山地区公民館運営協議会を、上山市山元地区公民館、山元体育館及び山元運動広場の指定管理者に上山市山元地区公民館運営協議会をそれぞれ指定するものであります。

なお、指定管理者の選定に当たり、地区公民 館という施設の性質と地域等の活力を積極的に 活用した管理を行うという観点から非公募とし、 それぞれの団体について、上山市公の施設の指 定管理者選定委員会において審査した結果、地 域住民で組織する公民館運営協議会等であり、 これまでも地域の課題やニーズを的確に捉えた 運営がされていることから、指定管理者候補者 として選定したとの説明を了承し、本件は原案 のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第78号上山市蔵王坊平総合交流促進施設、蔵王グリーングラウンド及び蔵王高原坊平クロスカントリーコースの指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、上山市蔵王坊平総合交流促進施設、 蔵王グリーングラウンド及び蔵王高原坊平クロ スカントリーコースの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に より提案されたものであります。

その内容は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、上山市蔵王坊平総合交流促進施設、蔵王グリーングラウンド及び蔵王高原坊平クロスカントリーコースの指定管理者にヤマコーリゾート株式会社を指定するものであります。

なお、指定管理者の選定に当たり、公募を行ったところ、1法人からのみ申請があり、上山市公の施設の指定管理者選定委員会において審査した結果、これまでの運営実績とノウハウを生かし、安定した施設運営や各種事業の展開が可能とのことから、指定管理者候補者として選定したとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第79号蔵王猿倉イベントパークの 指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、蔵王猿倉イベントパークの指定管理 者を指定するため、地方自治法第244条の2 第6項の規定により提案されたものであります。 その内容は、平成30年4月1日から平成3 5年3月31日までの5年間、蔵王猿倉イベン トパークの指定管理者に特定非営利活動法人蔵 王鉱山の歴史を語り継ぐ会を指定するものであ ります。

なお、指定管理者の選定に当たり、公募を行ったところ、1法人からのみ申請があり、上山市公の施設の指定管理者選定委員会において審査した結果、同法人は施設周辺の環境の保全を図る活動をしている法人であり、熱意のある施設運営や観光施設と連携した集客が見込めることから、指定管理者候補者として選定したとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第80号上山市体育文化センター、 市民総合運動広場、南部体育館、市民多目的運動広場、市民テニスコート、市民プール、中山 体育館、中山運動広場、上山市生涯学習センター及び上山南部地区農業者等トレーニングセンターの指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、上山市体育文化センター、市民総合 運動広場、南部体育館、市民多目的運動広場、 市民テニスコート、市民プール、中山体育館、 中山運動広場、上山市生涯学習センター及び上 山南部地区農業者等トレーニングセンターの指 定管理者を指定するため、地方自治法第244 条の2第6項の規定により提案されたものであ ります。

その内容は、平成30年4月1日から平成3 5年3月31日までの5年間、上山市体育文化 センター、市民総合運動広場、南部体育館、市 民多目的運動広場、市民テニスコート、市民プ ール、中山体育館、中山運動広場、上山市生涯 学習センター及び上山南部地区農業者等トレー ニングセンターの指定管理者に一般財団法人上 山市体育・文化振興公社を指定するものであり ます。

なお、指定管理者の選定に当たり、公募を行ったところ、1法人からのみ申請があり、上山市公の施設の指定管理者選定委員会において審査した結果、これまでの運営実績とノウハウを生かし、安定した施設運営や関係団体との連携による利用者拡大が図られることから、指定管理者の候補者として選定したとの説明であります。

委員会では、慎重に審査を行ったところでありますが、指定管理後の施設の利用申し込みについてただしたところ、指定管理後の施設利用申し込みについては、本件において指定する全ての施設について、上山市体育文化センターで申し込みが可能となるほか、利用を希望する施設でも従来どおり利用申し込みが可能であるとの答弁を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○髙橋義明議長 これより質疑に入ります。 質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○髙橋義明議長 質疑はないものと認めます。
次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案12件は原案 可決でありますが、総務文教常任委員長報告の とおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決

しました。

日程第13 議第63号 上山市特 別職に属する者の給与 に関する条例の一部を 改正する条例の制定に ついて外3件

(産業厚生常任委員長報告)

○髙橋義明議長 日程第13、議第63号から 日程第16、議第70号までの計4件を一括議 題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。 産業厚生常任委員長枝松直樹議員。

〔枝松直樹産業厚生常任委員長 登壇〕

○枝松直樹産業厚生常任委員長 今期定例会に おいて、産業厚生常任委員会に付託されました 議案4件について、審査いたしました経過並び に結果について御報告申し上げます。

最初に、議第63号上山市特別職に属する者 の給与に関する条例の一部を改正する条例の制 定について御報告申し上げます。

本件は、農地利用最適化交付金事業実施要綱の改正に伴い、農業委員会委員等の報酬額を定めるため提案されたものであります。

その内容は、活動及び成果実績に応じ支給する報酬について、これまでは農地利用最適化推進委員にのみ支給するとしていたものを農業委員にも支給するよう定めるほか、文言の整理を行うもので、公布の日から施行し、平成29年7月20日から適用するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号上山市医療給付条例の一部 を改正する条例の制定について御報告申し上げ ます。

本件は、山形県医療給付事業補助金交付規定の一部改正に伴い、重度心身障がい(児)者医療給付制度における一部負担の上限額に関し、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、高額療養費の上限額が引き上げられたことから、長期間療養等の負担軽減を図るため、外来療養・調剤・訪問看護療養に係る一部負担金に年間の上限額を定める規定を加えるほか、文言の整理を行うもので、公布の日から施行し、平成29年8月1日から適用するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号上山市総合子どもセンター「めんごりあ」の指定管理者の指定について御報告申し上げます。

本件は、上山市総合子どもセンター「めんごりあ」の指定管理者を指定するため、地方自治 法第244条の2第6項の規定により提案されたものであります。

その内容は、平成30年4月1日から平成3 5年3月31日までの5年間、上山市総合子ど もセンター「めんごりあ」の指定管理者に、株 式会社東京ドームを指定するものであります。

なお、指定管理者の選定に当たり、公募を行ったところ、1団体からのみ申請があり、上山市公の施設の指定管理者選定委員会において審査した結果、全国的に多くの指定管理の実績やノウハウがあり、事業計画内容から安定した施設運営や各種事業の展開が期待できることから、指定管理者候補者として選定したとの説明であります。

委員会では、県内の団体への公募の周知につ

いてただしたところ、県内の団体へも周知を図り、説明会には県内3団体、県外1団体の参加があったものの、申請に至ったのは県外1団体のみであったとの答弁を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第70号上山市立上山城の指定管理者の指定について御報告申し上げます。

本件は、上山市立上山城の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案されたものであります。

その内容は、平成30年4月1日から平成3 5年3月31日までの5年間、上山市立上山城 の指定管理者に、公益財団法人上山城郷土資料 館を指定するものであります。

なお、指定管理者の選定に当たり、公募を行ったところ、1団体からのみ申請があり、上山市公の施設の指定管理者選定委員会において審査した結果、市のシンボルとして文化的役割と観光的役割に十分応えられる事業計画となっていることから、指定管理者候補者として選定したとの説明であります。

また、今回は、屋根瓦等改修工事の影響を考慮し、平成30年度の入館料収入の減収に対して指定管理料を増額するなど、収入の積算に特段の配慮を行っているとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

〇髙橋義明議長 これより質疑に入ります。 質疑があれば発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇髙橋義明議長 質疑はないものと認めます。 次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案4件は原案可 決でありますが、産業厚生常任委員長報告のと おり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

日程第17 議第62号 平成29 年度上山市一般会計補 正予算(第6号)

(予算特別委員長報告)

○髙橋義明議長 日程第17、議第62号を議 題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長中川とみ子議員。

[中川とみ子予算特別委員長 登壇]

〇中川とみ子予算特別委員長 今期定例会において、予算特別委員会に付託されました予算関係議案1件について、審査いたしましたその結果について御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、ここで再び審査の状況、経過等について詳細に述べることを省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと存じます。

議第62号平成29年度上山市一般会計補正 予算(第6号)につきましては、職員人件費の 増減によるもののほか、地域総合整備資金の貸 し付けに要する経費など、早急に予算措置を必 要とするものを中心に編成されたもので、歳入 歳出それぞれ1億9,600万円を追加し、歳 入歳出予算の総額をそれぞれ167億8,00 0万円とするものであり、採決の結果、原案の とおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

〇髙橋義明議長 これより質疑に入ります。 質疑があれば発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 質疑はないものと認めます。 次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

予算特別委員長報告の議案1件は原案可決で ありますが、予算特別委員長報告のとおり決す ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

日程第18 請願第1号の継続審査 の申し出について外2 件

(閉会中継続審査申出事件)

○髙橋義明議長 日程第18、請願第1号の継続審査の申し出についてから日程第20、請願第4号の継続審査の申し出についてまでの計3件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました請願3件は、所管常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり継続審査の申し出があります。

よって、お諮りいたします。

所管常任委員長から申し出のとおり、閉会中 の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、所管常任委員長から申し出のとおり、 閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第21 議第81号 上山市一 般職の職員の給与に関 する条例等の一部を改 正する条例の制定につ いて

(追加議案)

○髙橋義明議長 日程第21、議第81号上山 市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例の制定についてを議題といたしま す。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました 議案について、御説明申し上げます。

議第81号上山市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありますが、山形県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の勤勉手当の支給月数及び子に係る扶養手当の月額を改定するため提案するものであります。

なお、詳細につきましては庶務課長から説明 申し上げますので、よろしく御審議の上、御可 決くださいますようお願いいたします。

〇髙橋義明議長 庶務課長。

〔鈴木英夫庶務課長 登壇〕

○鈴木英夫庶務課長 命によりまして、議第8

1号上山市一般職の職員の給与に関する条例等 の一部を改正する条例の制定について御説明申 し上げます。

追加議案書の1ページをお開き願います。 初めに、改正の背景について申し上げます。

平成29年10月10日に出されました山形 県人事委員会の勧告では、県内の民間企業と県 職員とを比較し、県職員の給与が民間給与を3 08円下回っているものの、格差が小さいため 給料表の改定は行わず、子に係る扶養手当額を 月額400円引き上げることとされました。

また、特別給の支給月数についても0.12 月分下回っていることから、年間支給月数を4. 2月から4.3月に0.1月分引き上げ、当該引き上げ分を勤勉手当に充てる内容の勧告が出されたものであります。

この勧告に基づき、県職員の給与に関する条例の改正議案が提案されましたので、県に準じ 改正を行うものであります。

それでは、初めに、第1条の改正条例につい て御説明申し上げます。

第1条は、平成29年12月における勤勉手 当の支給月数を改正するものであります。

第17条の3第2項第1号で定める職員の勤勉手当の支給月数について、6月、12月ともに「100分の80」としているものを、6月に支給する場合においては「100分の80」、12月に支給する場合においては「100分の90」に改め、12月の支給月数を0.1月引き上げます。結果、年間支給月数を100分の160から100分の170へ、つまり1.6月から1.7月とするものであります。

2ページをお開き願います。

第2号につきましては、再任用職員の勤勉手 当の支給月数について、6月、12月ともに 「100分の37.5」としているものを、6月に支給する場合においては「100分の37.5」、12月に支給する場合においては「100分の42.5」に改め、12月の支給月数を0.05月引き上げます。結果、年間支給月数を100分の75から100分の80へ、つまり0.75月から0.8月とするものであります。

次に、第2条の改正条例について御説明申し 上げます。

第2条は、平成30年度以降の勤勉手当の支 給月数を改正するものであります。

第1条の改正条例で引き上げた勤勉手当の支給月数を6月と12月に再配分するもので、職員については6月、12月ともに100分の85に、再任用職員については100分の40に改めるものであります。

次に、3ページをごらん願います。

第3条の改正条例について御説明申し上げます。

第3条は、平成28年12月定例会で可決いただきました、上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正になります。

平成28年12月の改正におきましては、配偶者に係る扶養手当月額を段階的に減額し、子に係る扶養手当月額を段階的に増額するため、平成29年度の特例として附則第6項を加える改正を行いました。

このたびの改正は、附則第6項中、子に係る 扶養手当月額「8,000円」を「8,400 円」に改めるものであります。

5ページをお開き願います。

最後に、附則について申し上げます。

附則第1項につきましては、施行期日等の規

定であり、この条例は公布の日から施行し、平 成29年4月1日にさかのぼって適用すること を規定するものであります。

ただし、第2条の規定、つまり勤勉手当の支 給月数の再配分に関する改正については、平成 30年4月1日から施行するものであります。

附則第2項につきましては、改正前の条例の 規定に基づいて支給された給与は、改正後の条 例の規定により支払われる給与の内払いとする ことを定めるものであります。

附則第3項につきましては、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は 附則で定めることを規定するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い 申し上げます。

- **〇髙橋義明議長** 6番佐藤光義議員。
- ○6番 佐藤光義議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第81号議 案につきましては、会議規則第37条第3項の 規定により、委員会の付託を省略されることを 望みます。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○高橋義明議長 ただいま6番佐藤光義議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。 お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第81号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。 質疑があれば発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 質疑はないものと認めます。
次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第81号上山市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第81号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第22 議第82号 上山市特 別職に属する者の給与 に関する条例の一部を 改正する条例の制定に ついて

(追加議案)

○髙橋義明議長 日程第22、議第82号上山 市特別職に属する者の給与に関する条例の一部 を改正する条例の制定についてを議題といたし ます。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました 議案について御説明申し上げます。

議第82号上山市特別職に属する者の給与に 関する条例の一部を改正する条例の制定につい てでありますが、一般職の職員の給与改定に準 じ、必要な改正を行うため提案するものであり ます。

なお、詳細につきましては庶務課長から説明 申し上げますので、よろしく御審議の上、御可 決くださいますようお願いいたします。

〇髙橋義明議長 庶務課長。

〔鈴木英夫庶務課長 登壇〕

○鈴木英夫庶務課長 命によりまして、議第8 2号上山市特別職に属する者の給与に関する条 例の一部を改正する条例の制定について御説明 申し上げます。

追加議案書の6ページをお開き願います。

このたびの改正は、一般職の職員の給与改定 に準じ、市議会議員、市長、副市長及び教育長 の特別職の期末手当の支給月数を、県議会で提 案されている内容と同様に0.05月引き上げ るものであります。

初めに、第1条の改正条例について申し上げます。

第1条は、平成29年12月における期末手 当の支給月数を改正するものであります。

第4条につきましては、常勤の特別職である市長、副市長及び教育長の期末手当の支給については、一般職の給与条例の規定の例によるとし、支給月数については、一般職の給与条例で職員の期末手当の支給月数を定めている第16条第2項の規定を読みかえる規定となっております。ここで、12月の期末手当の支給月数を「100分の162.5」を「100分の167.5」に改めるものであります。

第7条につきましても、7ページになりますが、同様に、市議会議員の期末手当の支給月数について、 $\begin{bmatrix} 1 & 0 & 0 \\ 0 & 0 & 1 \\ 6 & 7 \end{bmatrix}$. 5」に改めるものであります。

結果、期末手当の年間支給月数を100分の315から100分の320へ、つまり3.15月から3.2月へ0.05月引き上げるものであります。

続いて、第2条の改正条例について御説明申 し上げます。

第2条は、平成30年度以降の期末手当の支給月数を改正するもので、第1条の改正条例で引き上げた期末手当の支給月数を6月と12月に再配分するものであります。

第4条は市長、副市長及び教育長の期末手当、 第7条は市議会議員の期末手当でありますが、 それぞれの支給月数について、「100分の1 52.5」を「100分の155」に、「10 0分の167.5」を「100分の165」に 改めるものであります。

次に、8ページの附則について御説明申し上 げます。

附則第1項につきましては、施行期日等の規定であり、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日にさかのぼって適用することを規定するものであります。

ただし、第2条の規定、つまり期末手当の支 給月数の再配分に関する改正については、平成 30年4月1日から施行するものであります。

附則第2項につきましては、改正前の規定に 基づいて支給された期末手当は、改正後の規定 により支払われた期末手当の内払いとすること を定めるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い 申し上げます。

〇髙橋義明議長 7番枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第82号議

案につきましては、会議規則第37条第3項の 規定により、委員会の付託を省略されることを 望みます。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 ただいま7番枝松直樹議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。 お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第82号議案については委員会の 付託を省略されたいとの動議は可決されました。 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○髙橋義明議長 質疑はないものと認めます。 次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第82号上山市特別職に属する者の給与に 関する条例の一部を改正する条例の制定につい ては、原案のとおり可決することに御異議あり ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第82号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第23 議第83号 平成29

年度上山市一般会計補 正予算(第7号)

(追加議案)

○高橋義明議長 日程第23、議第83号平成 29年度上山市一般会計補正予算(第7号)を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました 議案について御説明申し上げます。

議第83号平成29年度上山市一般会計補正 予算(第7号)についてでありますが、山形県 人事委員会の勧告に基づき、職員人件費等を増 額するほか、水道企業職員の児童手当に係る水 道事業会計負担金を増額するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ1,400万円 を追加し、予算の総額を167億9,400万 円とするものであります。

なお、詳細につきましては財政課長から説明 申し上げますので、よろしく御審議の上、御可 決くださいますようお願いいたします。

〇髙橋義明議長 財政課長。

〔金沢直之財政課長 登壇〕

○金沢直之財政課長 命によりまして、議第83号平成29年度上山市一般会計補正予算(第7号)について御説明を申し上げます。

追加議案書の9ページをお開き願います。

平成29年度上山市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億9,400万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及 び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」に よるものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算補正について 御説明申し上げますので、10ページをごらん ください。

最初に歳入から申し上げます。

18款繰入金は1,400万円を増額し、補 正後の額を5億6,947万5,000円とす るものであります。

その結果、歳入合計では1,400万円を増額し、補正後の額を167億9,400万円とするものであります。

次に歳出について申し上げますので、11ペ ージをごらんください。

1 款議会費は1項議会費を57万5,000 円増額し、補正後の額を1億5,764万4, 000円とするものであります。

2款総務費は340万5,000円を増額し、 補正後の額を28億922万6,000円とす るものでありますが、これは1項総務管理費で 203万3,000円、2項徴税費で86万7, 000円、3項戸籍住民基本台帳費で29万4, 000円、4項選挙費で4万3,000円、5 項統計調査費で8万円、6項監査委員費で8万 8,000円の増によるものであります。

3款民生費は227万1,000円を増額し、 補正後の額を43億2,838万4,000円 とするものでありますが、これは1項社会福祉 費で49万9,000円、2項児童福祉費で1 61万4,000円、3項生活保護費で15万 8,000円の増によるものであります。

4款衛生費は136万6,000円を増額し、 補正後の額を16億7,241万2,000円 とするものでありますが、これは1項保健衛生 費の増によるものであります。

6 款農林水産業費は71万8,000円を増額し、補正後の額を6億4,028万4,000円とするものでありますが、これは1項農業費で62万1,000円、2項林業費で9万7,000円の増によるものであります。

7款商工費は、1項商工費を52万1,00 0円増額し、補正後の額を20億700万8, 000円とするものであります。

8款土木費は81万7,000円を増額し、 補正後の額を12億1,657万2,000円 とするものでありますが、これは1項土木管理 費で15万9,000円、次のページをお開き ください。

2項道路橋梁費で28万9,000円、4項 都市計画費で34万3,000円、5項住宅費 で2万6,000円の増によるものであります。

9款消防費は、1項消防費を215万6,0 00円増額し、補正後の額を7億581万7, 000円とするものであります。

10款教育費は217万1,000円を増額し、補正後の額を15億3,639万8,000円とするものでありますが、これは1項教育総務費で51万8,000円、2項小学校費で36万円、3項中学校費で28万3,000円、4項学校給食費で38万6,000円、5項社会教育費で37万1,000円、6項保健体育費で25万3,000円の増によるものであります。

その結果、歳出合計では1, 400万円を増額し、補正後の額を167億9, 400万円とするものであります。

次に、今回の補正につきましては人件費の補 正を中心に計上しておりますので、給与費明細 書について御説明申し上げます。

29ページをお開きください。

最初に、特別職について御説明申し上げます。 長等では16万5,000円の増であります が、期末手当支給月数改正によるものでありま す。

議員では38万5,000円の増でありますが、同じく期末手当支給月数改正によるものであります。

次のページをお開きください。

一般職について御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告等により、給与費では1,114万8,000円の増、共済費では188万2,000円の増で、合計では1,303万円の増額となるものであります。

以上が給与費明細書の説明でありますが、ただいまから御説明申し上げます事項別明細書の中で措置しております特別職給与等、職員人件費など人件費に関しては、給与費明細書で説明したものによるものであることから、詳細な説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、事項別明細書について御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますので、19ページ、20ページをお開きください。

最初に、1款議会費1項1目議会費は57万5,000円の増でありますが、議員報酬等及び職員人件費の増によるものであります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は 193万3,000円の増でありますが、特別 職給与等及び職員人件費の増によるものであり ます。9目交通安全対策費は10万円の増、2 項徴税費1目税務総務費は86万7,000円 の増、3項1目戸籍住民基本台帳費は29万4, 000円の増、4項選挙費1目選挙管理委員会 費は4万3,000円の増、次のページをお開 きください。

5項統計調査費1目統計調査総務費は8万円の増、6項1目監査委員費は8万8,000円の増、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は24万4,000円の増、3目高齢者福祉費は13万8,000円の増、4目国民年金費は11万7,000円の増、2項児童福祉費1目児童福祉総務費は161万4,000円の増、3項生活保護費1目生活保護総務費は15万8,000円の増でありますが、いずれも職員人件費の増によるものであります。

次のページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は136万6,000円の増でありますが、保健対策推進事業費では、事業に係る職員人件費の増、水道事業会計負担金では、児童手当の増等により必要となる水道事業会計への繰出金を増額するほか、職員人件費の増によるものであります。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は11万円の増でありますが、農業者年金事業費に係る職員人件費の増及び職員人件費の増によるものであります。2目農業総務費は48万7,000円の増、4目畜産業費は2万4,000円の増、2項林業費1目林業総務費は9万7,000円の増、7款1項商工費1目商工総務費は52万1,000円の増、次のページをお開きください。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費は 15万9,000円の増、2項道路橋梁費1目 道路橋梁総務費は28万9,000円の増、4 項都市計画費1目都市計画総務費は25万2, 000円の増、3目公園費は9万1,000円

の増、5項住宅費1目住宅管理費は2万6,0 成立いたしました。 00円の増、9款1項消防費1目常備消防費は 215万6,000円の増でありますが、いず れも職員人件費の増によるものであります。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会 費は51万8,000円の増でありますが、教 育長給与等の増、次のページをお開きください。

及び、職員人件費の増によるものであります。 2項小学校費1目学校管理費は36万円の増、 3項中学校費1目学校管理費は28万3,00 0円の増、4項1目学校給食費は38万6,0 00円の増、5項社会教育費1目社会教育総務 費は37万1,000円の増、6項保健体育費 1目保健体育総務費は25万3,000円の増 でありますが、いずれも職員人件費の増による ものであります。

以上で歳出の説明を終わりまして、歳入の説 明を申し上げますので、前に戻りまして17ペ ージ、18ページをお開きください。

18款繰入金1項1目基金繰入金は1,40 0万円の増でありますが、財政調整基金取り崩 しを増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い いたします。

- **〇髙橋義明議長** 11番川崎朋巳議員。
- ○11番 川崎朋巳議員 この際、動議を提出 いたします。

ただいま議題となっております議第83号議 案につきましては、会議規則第37条第3項の 規定により、委員会の付託を省略されることを 望みます。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 ただいま11番川崎朋巳議員 から委員会の付託を省略されたいとの動議が提 出され、所定の賛成者がありますので、動議は

よって、本動議を直ちに議題といたします。 お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第83号議案については委員会の 付託を省略されたいとの動議は可決されました。 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。 質疑発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○髙橋義明議長 質疑はないものと認めます。 次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認 めます。

よって、採決いたします。

議第83号平成29年度上山市一般会計補正 予算(第7号)は、原案のとおり可決すること に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第83号議案は、原案のとおり可 決することに決しました。

日程第24 議第84号 平成29 年度上山市水道事業会 計補正予算(第1号) (追加議案)

○髙橋義明議長 日程第24、議第84号平成 29年度上山市水道事業会計補正予算(第1 号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

〇横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました 議案について御説明申し上げます。

議第84号平成29年度上山市水道事業会計補正予算(第1号)についてでありますが、山形県人事委員会の勧告に基づき、職員の人件費を増額するほか、人事異動に伴う調整を行うもので、水道事業収益に42万円を追加して8億3,142万円とし、水道事業費用に100万円を追加し8億2,900万円とするものであります。

なお、詳細につきましては上下水道課長から 説明申し上げますので、よろしく御審議の上、 御可決くださいますようお願いいたします。

〇髙橋義明議長 上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

〇秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第84号平成29年度上山市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げますので、補正予算書の32ページをお開き願います。

第1条、平成29年度上山市水道事業会計補 正予算(第1号)は、次に定めるところによる ものであります。

第2条、平成29年度上山市水道事業会計予 算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額 を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款水道事業収益は、既決予定額に42万円を増額し、8億3,142万円とするものであります。内訳は、第1項営業収益42万円を増額し、7億6,197万6,000円とするものであります。

支出、第1款水道事業費用は、既決予定額に 100万円を増額し、8億2,900万円とす るものであります。内訳は、第1項営業費用で 100万円を増額し、7億8,198万7,0 00円とするものであります。

第3条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。

職員給与費、既決予定額に100万円を増額 し、7,203万8,000円とするものであ ります。

これらは、山形県人事委員会の勧告や職員の 人事異動による職員人件費及び一般会計繰入金 の増額によるものであります。

人件費の補正を計上しておりますので、給与 費明細書について御説明申し上げますので、3 5ページをお開き願います。

給与費明細書につきましては、水道事業会計 総括で御説明いたします。

給与費では43万5,000円の増、共済費では56万5,000円の増、合計では100万円の増額となるものであります。

次に、上山市水道事業会計実施計画補正について御説明申し上げますので、33ページにお戻り願います。

平成29年度上山市水道事業会計実施計画補 正について申し上げます。

なお、職員人件費につきましては、給与費明 細書で説明したことから説明を省略させていた だきます。

収益的収入及び支出の収入から御説明申し上げます。

1款水道事業収益を42万円増額し、8億3, 142万円とするものでありますが、1項2目 一般会計負担金で、児童手当の負担金の増額に よるものであります。

次に、支出について申し上げます。

1 款水道事業費用を 1 0 0 万円増額し、 8 億 2,9 0 0 万円とするものでありますが、これ は1項営業費用1目原水及び浄水費で9万3, 次に、討論に入ります。 000円の増、2目配水及び給水費で44万6、 000円の増、4目総係費で46万1,000 円の増ですが、いずれも職員人件費の増額によ るものであります。

なお、次のページの資料「平成29年度上山 市水道事業会計補正予算見積書」につきまして は、御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い を申し上げます。

- **〇髙橋義明議長** 4番髙橋恒男議員。
- ○4番 髙橋恒男議員 この際、動議を提出い たします。

ただいま議題となっております議第84号議 案につきましては、会議規則第37条第3項の 規定により、委員会の付託を省略されることを 望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○髙橋義明議長 ただいま4番髙橋恒男議員か ら委員会の付託を省略されたいとの動議が提出 され、所定の賛成者がありますので、動議は成 立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。 お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第84号議案については委員会の 付託を省略されたいとの動議は可決されました。 これより質疑に入ります。

質疑は全部を一括して行います。

質疑発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇髙橋義明議長 質疑はないものと認めます。

通告がありませんので、討論はないものと認 めます。

よって、採決いたします。

議第84号平成29年度上山市水道事業会計 補正予算(第1号)は、原案のとおり可決する ことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第84号議案は、原案のとおり可 決することに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期定例会において議決されました議案の中 で、条項、字句、数字、その他整理を要するも のにつきましては、その整理を議長に委任願い たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要 するものにつきましては、議長に委任すること に決しました。

閉 会

○髙橋義明議長 以上で今期定例会の日程の全 部を終了いたしました。

これをもって第482回定例会を閉会いたし ます。

御苦労さまでした。

午前11時06分 閉 会

議 長 髙 橋 義 明

会議録署名議員 中川 とみ子

同 上 川崎朋巳

同 上 守 岡 等